

平成 28 年 7 月 1 日

文化庁長官官房著作権課
著作物流通推進室 企画調査係 御中

著作権等管理事業法に関する規制等への意見

- ①氏名:一般社団法人音楽電子事業協会
- ②性別:該当なし
- ③職業:該当なし
- ④住所:東京都千代田区三崎町 2-16-9 イトービル 4F
- ⑤電話番号:03-5226-8550
- ⑥該当項目:<ク>使用料規程の変更の届出(第13条第1項後段)
- ⑦意見:
 - (1)使用料規程は認可制にすべきであること

結論から述べれば、使用料規程の変更については単なる届出制ではなく、管理事業者が利用者団体と使用料規程について意見聴取・協議をし、利用者団体の意見を反映していることを確認したうえでの認可制にすべきである。

現行管理事業法においては、管理事業者は利用者又はその団体から意見聴取するよう努めなければならないという努力義務に留まっているが故に、利用者の意見聴取の実効性が全く担保されていない。この点を担保するためには、早期に制裁措置を伴った意見聴取義務に変更すべきである。

知財高判平成 24 年 2 月 14 日が、「[管理事業法 13 条]2 項所定の義務が、形式的には努力義務にすぎないとしても、著作権等管理事業者が利用者から相当額の著作権使用料を徴収する以上は、その使用料規程につき、利用者との協議を経て、その内容を周知させ、さらには利用者の納得を得る必要があると解すべき」〔下線は弊協会による〕と判示していることからすれば、使用料規程の変更を単なる届出制にすることは再考されるべきであり、利用者団体との協議・合意を条件とすべきである。

仮に届出制が維持されるとしても、上記知財高判が、管理事業法 13 条 2 項は、形式的な努力義務と解すべきではなく、管理事業者は自己の使用料規程の内容を周知させ、さらには「利用者の納得を得る必要がある」旨判示していることを踏まえ、文化庁におかれでは、管理事業者に対してこの点を徹底的に指導し、当該指導に従わない場合は、躊躇なく、業務改善命令を出すべきである。

(2)非指定管理事業者にも裁定制度を導入すべきであること

仮に管理事業者にその使用料規程について利用者又は利用者団体から意見聴取することを義務付けたとしても、使用料規程について利用者又は利用者団体の意見が反映されることは、手続面で依然として何ら担保されていない。管理事業法は、その制度趣旨として、適切な競争関係を通じて使用料の額が適正水準になることを期待しているようであるものの、管理事業法施行後 15 年が経過した現在も、かような適切な競争関係の結果として使用料規程が適正化したというような事例は認めることができない。これは、個々の著作物には個

性があつて代替性がほとんどないため、特定の著作物についての管理事業者間での徴収使用料率の増大化のうまみという著作権者にとっての利便性という意味での競争が実情であり、こうした競争を通じての使用料適正化はそもそも期待できないからに他ならない。そうであるならば、非指定管理事業者の使用料規程についても、利用者代表との間で協議が整わない場合には、利用者代表は文化庁長官の裁定(同法第24条)を求めることができるようにすべきである。

(3)利用者代表の適格性についての再度の疎明は不要とすべきであること

管理事業法施行規則は、法14条3項の通知及び23条4項の申し出の際には、通知等を行った者が利用者代表であることを疎明する資料を添付することを求める。しかし、指定管理事業者が法23条2項に基づき利用者代表として認めて協議を行っていた者が、法23条4項の申し出を行う場合に、改めて利用者代表であることの疎明を求めるることは、それまで利用者団体としての適格性を認めていたことと矛盾するものであつて、妥当ではない。したがつて、23条4項の申し出の際に利用者団体の疎明を求める施行規則21条1項は改定されるべきである。

(4)利用区分についての見直しの必要性

法13条1項1号は、文部科学省令で定める基準に従い利用区分ごとの著作物等の使用料の額を使用料規程に記載することを求める。これを受け、管理事業法施行規則12条は利用区分について定めるが、現行の利用区分は、情報処理技術という時代の変化に伴う利用形態の多様化の流れに追いついておらず、複数の利用区分にまたがつたパッケージ的な管理ができないというのが現状である。

したがつて、管理事業法施行規則12条に定める利用区分については各種利用者団体の意見を聴取の上、見直すべきである。

その上で、ある利用区分とされていた著作物利用方法を細分化し、別途の利用区分として使用料規程を新たに定める場合、当該使用料規程については、従前の利用区分における利用者代表とも意見聴取をすべきである。なぜなら、当該新利用区分は、従前の利用区分の一部を構成していたものであつて、当該利用区分については既に存在する利用者代表との協議を経て使用料規程が定められていたのであるから、その利用者代表との協議を何ら経ずに既存の利用区分の一部を外出しにして適用除外とすることは、一方的な使用料規程の変更と同視できるからである。

以上